

交野市水道局競争入札事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 条件付一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）を執行するにあたり、厳正かつ公平に業者を選定し、公正な契約の締結、及び適正かつ円滑な入札事務を行うため、この要綱を定める。

(競争入札参加者選定等委員会)

第2条 交野市水道局条件付一般競争入札に関する要綱第3条第2項に規定する審査及び交野市水道局指名競争入札に関する要綱第4条に規定する審議並びにその他入札・契約制度の検討等を行うため、交野市水道局競争入札参加者選定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 水道局長
- (2) 水道局次長
- (3) 浄水課長
- (4) 工務課長
- (5) 総務課長

3 委員会に委員長をおき、委員長は水道局長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を統括する。

5 委員長に事故あるとき又は欠けるときは、第2項に規定する委員の中から、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が予め指名した職員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は委員長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 条件付一般競争入札にかかる参加資格の設定及び資格審査等に関すること
- (2) 指名競争入札にかかる指名業者の選定等に関すること
- (3) 入札・契約制度及び入札手続に関すること
- (4) 前各号のほか委員長が必要と認める事項

5 緊急等の理由により、会議の招集が困難な場合は、議題の持ち回り決裁にて会議の開催に代えることができる。

6 軽微な議題については、会議に諮ったうえで、その対応を委員長に一任することができる。

(入札の依頼)

第4条 入札の執行に当たっては、事業担当課は、契約担当課があらかじめ定めた期日までに入札依

頼書及び関係書類を契約担当課へ提出するものとする。

2 前項の入札依頼書に添付する関係書類は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 施行伺（決裁済）
- (2) 設計書又は設計金額の算出根拠となる資料
- (3) 設計図面等
- (4) 仕様書又は業務の内容を示した書類
- (5) その他契約担当部長が必要と認める書類

（予定価格の作成）

第5条 予定価格の作成者は、次のとおりとする。

- (1) 設計金額が50万円以上の事業（第2号に掲げるものを除く。） 管理者
- (2) 設計金額が50万円以上で、その設計金額及び費目が、交野市水道事業管理規程（昭和43年水管理規程第2号）第10条及び別表第1により、水道局長の支出負担行為専決事項とされる事業 水道局長
- (3) 前2号に規定する事業を除いた事業 水道局長

2 前項の場合において、管理者が不在のとき又は欠けたときは水道局長が、水道局長が不在のとき又は欠けたときは水道局次長又は契約担当課長が作成する。

（入札の立ち会い）

第6条 入札執行時は、原則、事業担当課が1名以上立ち会うものとする。ただし、電子入札の場合を除く。

（再度入札）

第7条 再度入札は2回までとする。ただし、工事の入札においては原則、再度入札は行わない。

（入札結果等の公表）

第8条 入札結果等については契約締結後、速やかに契約担当課において公表する。

（工事業者の等級格付）

第9条 参加資格の適正を図るため、市内・準市内の工事業者については、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、別表第1に規定する等級に格付を行うものとする。なお、格付にあたっては、別表第2に掲げる客観的数値及び主観的数値の合計数値「総合数値」を採用するものとする。その他のものについては、委員会が特に認める場合に格付を行うものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 舗装工事
- (4) 管工事

2 前項における格付の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

（等級格付を用いる基準）

第10条 別表第1に規定する等級格付を、入札参加資格に用いる場合の基準は、設計金額に応じ次のとおりとする。ただし、これらの基準により難いと認めた場合については、この限りでない。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 設計金額3,000万円未満の工事（建築一式工事除く） | A・B |
| (2) 設計金額3,000万円以上の工事（建築一式工事除く） | A |
| (3) 設計金額5,000万円未満の建築一式工事 | A・B |
| (4) 設計金額5,000万円以上の建築一式工事 | A |

（選定の特例）

第11条 管理者は、災害時の応急復旧工事等、特に緊急を要する工事について、前条の規定にかかわらず選定を行なうことができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1

		等 級	A	B
工事の種類				
土木一式工事	総合数値		800 点以上	800 点未満
建築一式工事	総合数値		800 点以上	800 点未満
舗装工事	総合数値		800 点以上	800 点未満
管工事	総合数値		800 点以上	800 点未満

別表第 2

客観的 数値	① 経営事項 審査数値	建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)第 3 条の規定による許可を受けた建設業者にか かかる建設工事の種類ごとの経営事項審査総合評価値 (P 点)	
主観的 数値	② 工事成 績評定 点数	前年度の平均点 80 点以上	0 点
		前年度の平均点 70 点以上 80 点未満	-50 点
		前年度の平均点 70 点未満	-100 点
	③ 市内業 者区 分	市内業者	100 点
		準市内業者	25 点
総合数値	① + ② + ③ の合計値		